

出水市病院事業職員の懲戒処分の公表に関する要綱第5条の規定に基づき、公表します。

項目	内容
処分年月日	令和7年8月29日(金)
所属名	出水総合医療センター看護部
職名	技師（看護師）
年齢	22歳
処分内容	懲戒免職
処分理由	・当該職員は、飲酒の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、令和6年11月24日午前6時41分頃、鹿児島市田上八丁目南九州西回り自動車道上り線149.3キロポスト付近道路において、普通乗用自動車を運転した。 ・当該職員が、南九州西回り自動車道の登坂車線に停車し眠り込んでいたところ、巡回中の機動隊員が発見し、呼気検査を実施。その結果、基準値の3倍（1リットル当たり0.45ミリグラム）のアルコール濃度が検出されたため、道路交通法違反（酒酔い運転）で検挙された。
管理監督者の 処分	看護部長 口頭訓告 看護師長 口頭訓告

【処分及び公表が遅れた理由】

本件は、事案発生から約7か月後の本年6月30日に起訴され、略式起訴ではなく、正式起訴であったこと、また、起訴状の公訴事実では「酒酔い運転」に該当するとのことでしたので、懲戒処分の量定を判断することが難しく、第1回公判の内容を確認した上で処分を行うこととしたため、処分及び公表が遅れる結果となりました。

【管理者コメント】

この度の本市病院事業職員の飲酒運転につきまして深くお詫び申し上げます。飲酒運転は、地方公務員としてあるまじき行為であり、病院の信用を著しく失墜

させる重大事案であると認識し、日頃から飲酒運転の根絶に取り組む中、今回市民の皆様の信頼を裏切る結果となり誠に遺憾であります。

今回の事案を厳粛に受け止め、改めて全職員に飲酒運転の根絶を強く指導し、市民の皆様の信頼回復に向けて再発防止を徹底してまいります。この度は誠に申し訳ございませんでした。

令和7年9月1日

出水市病院事業管理者 鮫 島 幸 二